

# 東山ひがし地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		東山ひがし地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目の一部（伝統的建造物群保存地区の範囲）
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.8ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、「ひがし茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、文政3年の茶屋町創立に由来する極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えている。</p> <p>これらの伝統的建造物とその町並みの文化的価値を保存すると共に、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいと歴史的環境を守り育てることによって、地区の文化的向上を図ることを目標とする。</p>
まちづくりの方針		茶屋町としての文化的連続性と茶屋建築が集積する伝統的建造物群保存地区としての文化的価値の維持と保全を図る。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項（無店舗型性風俗特殊営業）各号に掲げる営業並びに同条第8項（映像送信型風俗特殊営業）及び第10項（無店舗型電話異性紹介営業）に規定する営業の用に供するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(4) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設並びに自動車教習所及び畜舎</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(8) 100㎡を超える単独車庫（附属車庫を除く。）</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>【建築物等】 東山ひがし伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>【屋外広告物等】</p> <p>1. 屋外広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会（以下「守る会」という。）と協議しなければならない。</p> <p>2. 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、守る会が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) 電光表示装置でないもの</p> <p>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</p> <p>(5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は2m以下とし、合計表示面積は0.5㎡以下とする。</p> <p>(6) 外壁から張り出して設置しないもの</p> <p>(7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1m以下とし、一面当たりの表示面積は0.5㎡以内で、かつ、合計表示面積は1㎡以下とする。</p> <p>(8) 広告物全体の合計表示面積は2㎡以下とする。</p> <p>(9) のれんを設置する場合は、縦120cm以下、横は建築物の出入口の幅以下とし、ロゴ、文字等の表示部分は1カ所とし、その大きさは、縦30cm以下、横42cm以下又は縦42cm以下、横30cm以下とする。</p> <p>(10) あんどん型の広告物を設置する場合は、幅20cm以下、高さ43cm以下、奥行き15cm以下とする。</p> <p>(11) のぼり、旗状の広告物及び装飾物でないもの</p> <p>(12) 自家広告であるもの</p>

	土地利用等の限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に自動販売機及び商品陳列ワゴン等は、設置しない。</li> <li>(2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前を守る会と協議しなければならない。</li> <li>(3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。</li> </ul>
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地又は建築物等を所有し、利用し、又は活用する者は、茶屋町としての文化、品格及び風情を損なわないよう努めなければならない。</li> <li>(2) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。</li> <li>(3) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。</li> <li>(4) 指定喫煙場所を除き路上で喫煙してはならない。</li> <li>(5) 歩きながらの飲食やごみのポイ捨てをしてはならない。</li> <li>(6) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努めなければならない。また、苦情があったときは、誠意をもって対応しなければならない。</li> <li>(7) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</li> <li>(8) 建築物の格子を覆い隠す行為（屋外広告物等の設置を除く。）をしてはならない。</li> <li>(9) 2階以上にある雨戸を開ける場合は、建物の内部が見えないよう窓際の使い方に十分配慮する。</li> <li>(10) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努めなければならない。</li> <li>(11) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努めなければならない。</li> <li>(12) 車両を用い、店舗等として使用してはならない。</li> </ul>

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成15年10月21日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成26年7月8日、平成28年10月27日及び平成30年6月22日に一部変更しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。